

一般社団法人 溶接学会 企画委員会規定

平成2年11月13日 制定

(目 的)

1. 溶接学会の諸活動（研究委員会活動、学会誌及び出版物、全国大会、セミナー、広報活動、財政拡充策など）を総合的に捉え、一貫性を持たせて理事会に提案する。

(業 務)

2. 目的達成のために次の各項の計画案を策定し理事会に上程する。さらに、本目的に合致した理事会からの諮問に対しても答申しなければならない。
 - (1) 学会活動に関する中長期計画の立案
 - (2) 会務運営の改善に関する調査・検討・立案
 - (3) 財政基盤の強化に関する事項
 - (4) 学会組織の点検・改善についての提案
 - (5) 会勢の拡張に関する企画・立案
 - (6) その他必要と認められる事項

(委員会の構成)

3. 委員会は委員長、副委員長、幹事及び委員若干名で構成する。
4. 委員長は会長が候補者を定め、理事会の議を経て会長が委嘱する。
5. 副委員長・幹事及び委員は委員長が候補者を定め、理事会の議をへて会長が委嘱する。

(任 期)

6. 委員長、副委員長、幹事及び委員の任期は2年とする。

(運 営)

7. 委員長は、委員会を主催しその議長となる。
8. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
9. 議決を要する場合には、出席委員（委員長・副委員長・幹事を含む）の多数決による。ただし、可否同数の場合は委員長が裁決する。

付 則

1. この規定の改廃は、理事会の議決を要する。
2. この規定は理事会の議決に基づき、平成2年11月13日から施行する。